

記入例(2部提出)

別記様式第五

許可申請  
道路占用  
協議書

新規	更新	変更	(番号 )
			年 月 日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

船橋市長様

申請者(施主)  
 住所 船橋市湊町2-〇〇-〇〇  
 氏名 船橋〇〇株式会社  
 担当者 船橋太郎  
 TEL 047-436-〇〇〇〇

第32条 許可を申請  
道路法 の規定により します。

第35条 協議 (排水管用申請書)

占用の目的	排水管接続工事の為		
占用の場所	路線名	市道 〇〇-〇〇〇 号線	車道・歩道・その他
	場所	船橋市湊町 2-〇〇-〇〇	
占用物件	名称	規模	数量
	排水管の接続	Ø×L	〇本
占用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	占用物件 の構造	
工事期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	工事实施 の方法	開削工法
道路の復旧方法	原状復旧	添付書類	
備考	連絡先 住宅地図のページを記入していただくと助かります。(例) 東(西)・P100-A-1		

申請日より概ね3週間後の着工日になります。

記載要領

「許可申請」「第32条」「許可を申請

1. 協議、第35条及び協議については、該当するものを○で囲むこと。

新	更	変
規	新	更

2. 新更変 規新更 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。

3. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。

4. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲む。

5. 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを( )書きすること。

6. 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

\* 添付書類 1. 案内図 2. 平面図 3. 断面図(構造図) 4. 復旧図 5. 污水管・雨水管の、下水道管理者の接続承認書の写し(側溝接続の場合は、公共下水道・浄化槽・雨水等の排水屈の写し)

6. 現場写真(3方向から) 7. 保安体制図 8. 道路占用料減免申請書(占用料減免に該当する場合) \* 「開発行為の場合」 9. 開発行為許可通知書 10. 協議書

別記様式第五

許可申請  
道路占用  
協議書

新 規	更 新	変 更	(番号 年 月 日)
			令和 年 月 日

船橋市長様

申請者(施主)  
住所  
氏名  
担当者  
TEL

第32条 許可を申請  
道路法 の規定により します。  
第35条 協議 (排水管等用申請書)

占用の目的					
占用の場所	路線名	市道		号線	車道・歩道・その他
	場所				
占用物件	名称		規模	数量	
占用期間	令和 年 月 日 から	占用物件			
	令和 年 月 日 まで	の構造			
工事期間	令和 年 月 日 から	工事施工			
	令和 年 月 日 まで	の方法			
道路の復旧方法			添付書類		
備考	連絡先				

記載要領

「許可申請」「第32条」「許可を申請

1. 協議、第35条」及び協議」については、該当するものを○で囲むこと。

新	更	変
規	新	更

2. 規新更 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。

3. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。

4. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲む。

5. 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを( )書きすること。

6. 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

- \* 添付書類 1. 案内図 2. 平面図 3. 断面図(構造図) 4. 復旧図 5. 污水管・雨水管の、下水道管理者の接続承認書の写し(側溝接続の場合は、公共下水道・浄化槽・雨水等の排水屈の写し)
6. 現場写真(3方向から) 7. 保安体制図 8. 道路占用料減免申請書(占用料減免に該当する場合) \* 「開発行為の場合」 9. 開発行為許可通知書 10. 協議書